

令和3年 第2回

南会津町農業委員会総会議事録  
(公開用)

期 日 令和3年2月16日(火)

会 場 南会津役場本庁

南会津町農業委員会事務局

## 南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年2月16日(火) 午後1時25分
- 2 開催場所 南会津役場本庁 3階 正庁
- 3 出席した委員

農業委員 9名

1番	馬場 崇裕	2番	星 利信	3番	湯田 義三
4番	湯田 重行	5番	平野 恒二	6番	塩生 隆晴
				9番	山内 敬
10番	室井 文一	11番	五十嵐伸人		

農地利用最適化推進委員 3名

田島第10	渡部 和幸	田島第11	猪俣忠久	南郷第2	五十嵐久長
-------	-------	-------	------	------	-------

- 4 欠席した委員

農業委員 2名

7番	渡部 一男	8番	芳賀 美紀		
----	-------	----	-------	--	--

- 5 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	局長補佐兼係長	八木沢 誠二	主査	馬場 隆一
------	-------	---------	--------	----	-------

- 6 議 事

- 日程第1 欠席委員の報告について
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第1号 会務報告について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第4条(30アールを超える農地)の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画決定について
- 日程第8 議案第5号 南会津町農作業労賃及び農地賃借料情報について

- 7 会議の概要

事務局が開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

- 議 長        それでは、只今から議事に入ります。  
              日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条の規定により、欠席の届け出がありました農業委員は、7番渡部一男委員、8番芳賀美紀委員であります。本日の出席委員は9名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数に達しております。また、会議規則第10条の規定により、農地利用最適化推進委員に出席を求めたところ、3名に出席していただいております。
- 議 長        続きまして、日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則第20条第2項の規定により、4番湯田重行委員、5番平野恒二委員を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いいたします。
- 議 長        続きまして、日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。事務局から報告してください。
- 事務局        (事務局長が議案書にそって報告)
- 議 長        只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質問等がありましたらお願いします。
- (「ありません。」の声あり)
- 議 長        質問がないようですので、会務報告を終わります。
- 議 長        日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
              事件番号1及び2について、地区担当調査員の南郷第2区、五十嵐久長進委員から調査結果の説明をお願いいたします。
- 南郷2        (五十嵐久長) 五十嵐久長です。番号1、2の説明をいたします。譲渡人、●●●●さん、83歳、無職、\*\*\*字\*\*\*番地、譲受人、○○○  
○さん、74歳、農業、\*\*\*字\*\*\*番地で、許可を受けようとする土地の表示、所在地が、\*\*\*字\*\*\*、\*\*\*字\*\*\*、田で、2筆になってますけど、1枚の田と考えてもらって、□□□□㎡の田が1枚。譲受人の経営面積、田、□□□□㎡、畑、□□□□㎡。○○○○さんは、畑で花とトマトを主に作っていらっしゃいます。合計で、□□□□㎡。申請の理由ですけど、この案件は、先月一度、◆◆◆◆さんが承諾し、その後解約した案件です。今回この案件を○○○○さんが△△△△で譲り受けることになりました。●●●●さんは高齢なので自分が元気なうちに身のまわりをきれいにし、\*\*\*の息子さんのところへ引っ越すことを希望されています。現在この田は、❖❖❖❖さんが耕作しておられ、これからも❖❖❖❖さんが耕作されるそうです。以上、特に問題はないと思われますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。  
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。  
本案に対し、ご質疑ございませんか。

5 番 (平野恒二) 事務局にお伺いしたいんですが、これ共有のようなんです  
が、この地区には、他にも共有、かなりの数があるんですか？それと実  
際の営農形態。共有でも、個人の所有的に認めてやってるのか。その辺  
をちょっとお聞かせ願いたい。

事務局 (事務局) 事務局の八木沢です。正確に把握していない部分はあります  
けれども、一人の方が耕作されている形をとっているというのが多いか  
とは思いますが。この地区全体にどれだけ共有地があるのかというのは、  
申し訳ないですが、事務局の方ではそこまでは把握していなかったです。  
申し訳ございません。

議 長 よろしいですか。

5 番 (平野恒二) ちなみに、ほ場整備前の土地だと思うんですが、推進委員  
の方に伺いたいんですが、\*\*\*にはこういうのがかなりあるわけです  
か。

南郷 2 (五十嵐久長) \*\*\*のほうは他に、山とかありますけど、田は、ここ  
と、もう一枚あるくらいで、いずれも耕作はされてます。

5 番 (平野恒二) はい。了解。

議 長 他にございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号 1 及び 2 について、原案のとおり決定す  
ることにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号 1 及び 2 については、原案のとおり決定い  
たしました。

議 長 次に事件番号 3 を議題といたします。地区担当調査員の田島第 10 区、  
渡部和幸推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

田島 10 (渡部和幸) 推進委員の渡部です。許可申請についてご説明いたします。  
譲渡人、●●●●さん、88 歳、無職です。譲受人、○○○○さん、74 歳、  
農業をやっています。譲渡人の住所は、\*\*\*字\*\*\*番地、譲受人は、  
\*\*\*字\*\*\*であります。許可を受けようとする土地の表示なんです

けども、\*\*\*字\*\*\*、地目が田、面積は□□□□m<sup>2</sup>です。これは所有権の移転であります。譲渡人は、相手方の要望となっております。譲受人は、この田んぼを小作で耕作しておりましたので、この小作地を買い受けて耕作管理するということでもあります。値段であります、10a 当たり△△△△円ということで、□□□□m<sup>2</sup>ですので△△△△円、こういうふうになっております。譲受人の○○○○さんは、仕事を退職しまして農業をしております。農業機械は、トラクター、管理機、軽トラック1台を所有しておりますので、適正に耕作管理していただけるのではないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 はい、ご苦労様です。説明が終わりました。  
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願ひします。  
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号3について、原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号3については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に事件番号4を議題といたします。地区担当調査員の田島第1区、  
渡部昭雄推進委員が欠席ですので、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局 渡部委員のほうから、調査結果をお預かりしておりますので報告させていただきます。譲渡人、譲受人、土地の所在等につきましては、議案書に記載されておりますので、事件番号4番のほうをご参照いただければと思います。2月10日に調査を行ったということでもあります。調査した内容ですけれども、申請理由、農地法の許可の要件についてであります。申請理由ですけれども、譲渡人は、○○○○である譲受人へ申請地を無償で贈与いたしまして、譲受人は、譲り受けた農地を家庭菜園として耕作管理されるということだそうです。農地法第3条の許可要件の状況でございますけれども、まず下限面積要件でございますが、申請地は農振農用地区域外の農地になっておりますので、下限面積が0.01a、1m<sup>2</sup>になります。譲受人の現在の経営面積はございませんけれども、申請地の面積が□□□□m<sup>2</sup>ございますので、下限面積要件につきましては問題ございません。次に必要な農作業に従事する農作業常時従事要件でございますけれども、申請書の内容を聞き取りした結果、世帯合計で400日農作業に従事されるような計画であるとのことでした。年間150日が目安となりますので、こちらの農作業常時従事要件につきましても問題はないとのことでございます。3点目、地域との調和要件であります、

申請地には家庭菜園としまして広く野菜類を作付けするような計画だそうでございます。申請地周辺には、あまり農地はありませんので、家庭菜園ということで特に農地の利用に影響を与えるということはないと思われたとのことでした。4点目なのですが、農地の全てを効率的に耕作するという全部効率利用要件でございますけれども、こちら譲受人は、農地は持ってなかったんですが、小さな管理機と草刈り機を保有しておりますのでございます。取得する面積も□□□□㎡と小さいものでありますので効率的な耕作には問題ないだろうとのことでした。最後なのですが、法人の要件なんですけども、譲受人は個人でありますのでこちらにつきましても問題はございません。以上、調査の結果、許可が相当であるとの報告でありますので審議をお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。説明が終わりました。  
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。  
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号4について、原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号4については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号5及び6を議題といたします。地区担当調査員の南郷  
第1区、五十嵐和推進委員が欠席ですので事務局のほうから説明をお願い  
いたします。

事務局 五十嵐和委員より調査の結果をお預かりしておりますので報告させて  
いただきます。譲渡人、譲受人、土地の所在等につきましては、事件番  
号5番、6番、こちらに記載されておりますのでご参照いただければと  
思います。調査ですけれども、2月7日に調査を行ったということでご  
ざいました。調査した内容につきましては、申請理由及び農地法3条の  
許可の要件についてであります。申請理由ですけれども、譲渡人は、年  
齢が高齢であることから経営規模を縮小するために申請地2筆とも10a  
当たり△△△△円という金額で売り渡しまして、譲受人は、経営規模拡  
大の為に買い受けて、耕作管理するという内容でございます。農地法第  
3条の許可要件についてでございますけれども、1つ目の下限面積要件  
につきましては、申請地は農用区域内の農地になっておりますので、  
下限面積は30aになります。譲受人の現在の耕作面積ですが、田が□□  
□□㎡、畑が□□□□㎡、合計で□□□□㎡となっておりますので、耕  
作面積は下限面積を超えておりますのでこちらは問題ございません。2  
点目でございますが、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件で

ざいますけれども、こちら申請書の内容を聞き取りしていただいたところなんですが、世帯合計で400日農作業に従事される予定とのことでした。年間150日が目安となりますので、こちらの農作業常時従事要件につきましても問題はないということでございました。3点目、地域との調和要件でありますけれども、申請地には水稻を作付けする予定であります。譲受人は、認定農家でありますので申請地の周辺の農地の利用に影響を与えることはまずないだろうと考察されるとのことでありました。4点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率利用要件でございますけれども、今ほど申し上げたとおり、譲受人は認定農家ということもありまして、経営面積も大きくなっております。経営面積大きいものですからトラクター2台を始めとして、耕運機、コンバイン、田植え機、こちらが各1台ずつ、軽トラック3台を保有してございまして、経営農地を効率的に耕作することに問題はないとのことでした。最後、法人の要件でございますけれども、譲受人は法人ではなく、個人です。こちらの要件に該当しませんので問題はございません。以上の調査をいたしました結果、許可が相当であるとの報告でありますので審議をお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。  
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。  
本案に対し、ご質疑ございませんか。

会長 (五十嵐伸人) ちなみに、この相場△△△△円という値段がいいようなんだけど、高いなあ。やっぱりこういう例を作っちゃうと後で買う人が、逆に大変な目に合うんじゃないかなあと思う。木伏の当たりではちょっと高いんじゃないかと。崇裕君。\*\*\*あたりの相場はいくらだろ。

1番 (馬場崇裕) \*\*\*だとだいたい△△△△円から△△△円万。

会長 (五十嵐伸人) 相当高いんだよな。金持ってらっしゃるからいいんだろうけど。それでも△△△△円で3反だと△△△△円からだ。

事務局 そうです。高いなと思いました。

会長 (五十嵐伸人) 買うんだから何とも言えないんだけど。気を付けないといけない。我々がケチつけるものじゃないけど、ちょっと相場が高いなと思いついてみました。

議長 皆さんのほうから何かありませんか。ございませんか。

議長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番5及び6について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、事件番号5及び6については、原案のとおり決定いたしました。

以上で議案第1号の審議を終了します。

議長 続きます。日程第5「議案第2号 農地法第4条(30アールを超える農地)の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長 事件番号1について、地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄推進委員が欠席ですので事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局 事務局の八木沢です。委員の方から報告書、調査の結果を預かっていますので報告をさせていただきます。譲渡人、譲受人といいますが、申請人につきましては、議案書6ページ、事件番号1番に記載されておりますのでご参照いただければと思います。この案件につきましては、書いてあるとおりなんですが転用面積が30aを超える計画となっておりますので、本委員会では許可をすることができませんので、福島県知事に審議した内容に意見を付けて進達するというものになります。調査の日ですけれども、2月10日に調査をされたとのことでした。調査をした内容ですが、農地法第4条の許可の要件、理由等についてでございます。申請理由ですけれども、こちらは行政が行うものなんですが、平成4年5月12日付け福島県指令都第521号という文書がございまして、こちらで認可を受けた田島都市計画事業会津駅周辺地区土地区画整備事業、この事業のうち、\*\*\*街区というものと、\*\*\*街区、こちらの宅地等の造成事業を実施するという内容になります。場所ですけれども、資料の1番をご覧ください、位置図・案内図が1ページにありまして、都市計画地域内の一番西側の外れになります。\*\*\*というところになるかと思うんですけれども。こちらのほう、今回街区を造成されるということでございます。2ページ目の現地案内図ですとだいたい街区をこんな形に形成すると表示してございます。3ページ目は、資料としていただいた平面図というものでございますけれども、こちらは2ページ目のものと一緒なんですが、こちらは設計図というものになっております。網掛けのものが令和3年度に事業を実施したい場所になっております。右の真ん中に凡例がございまして、R2造成施工と書いてありますけれども、こちらはR3だと思っているので読み替えていただければと思います。網掛けの部分が令和3年度に事業を実施する場所でございます。4ページ、5ページは、従前地ということでございますので位置関係、位置関係面積等、こちらの方とちょっと合致しなくなってくるのかなと思われまして。報告の内容に戻りまして、立地基準でございますけれども、こちらは区画整理事業地内となりますので、農地としましては第3種農地ということになります。第3種農地でございますので、原則転用が許可な場所になります。次に一般基準の各項目の調査結果について報告させていただきます。1つ目、転用に必要な資力があるかということでございますけれども、こちらは調査時点で令和3年度の予算関係でございまして、議

会前ということもあり、行政の内部資料ということで提供ができないというような話が担当課の建設課のほうからありました。そういうことでございまして、委員の方ではなくて私、事務局の方で資料の内容を確認させていただきました。その結果ですけれども、こちらのほうは歳入、歳出の計画がしっかり整っております問題はないと思われました。2点目、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかということでございますけれども、こちらは問題ございません。すでに同意得ているということで事業が行われているということで問題ございません。許可後遅滞なく申請にかかる用途に供すること可能かということですが、こちら令和3年度の事業として、議会で承認いただく必要はあるんですが、特に問題はないだろうと思われまして。4点目、他の法令の許認可の見込みはあるかとのことですが、こちら問題ございません。5点目、転用の面積が妥当かということなんですけれども、県の認可を受けての事業の実施でございますので面積の妥当性というか、面積の制限はございませんので問題はございません。最後なんですけど、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないかということでございましてけれども、委員の方で建設課に確認したところ、町の基準によりまして宅地等の土地造成工事を実施しますので、周囲への土砂の流出であるとか農業用排出路とかそういったものに支障を及ぼすことはないという説明を受けたとのことでした。以上の調査の結果、証明が相当とのことでしたので審議をお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。説明が終わりました。  
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。  
本案に対し、ご質疑ございませんか。

5番

(平野恒二) 申請地は、写真の方でわかるんですが、現在、道路工事をやっている付近だということで理解できるんですが、4ページ、5ページの従前地の位置関係なんですけど、これじゃわからないんですね。できれば1枚に入れてもらいたいんですが、これどういうことになるんですか。

事務局

\*\*\*地域は、字切図なものですから、現地とこの地図を従前地と合わせることはできません。公図とは合わないんです。

5番

(平野恒二) 2ページの図面ありますよね、この2ページの図面に、5ページと4ページがどのように入るのか教えていただきたい。

事務局

今ほど申し上げたとおり、現地は入らない。この形は入らない字切図でありますので、形とか、位置、大きさが合わないのです。

5番

(平野恒二) ちょっとここにきて教えて。全然わかんない。わかるように図面を作ってもらいたい。平面図の白枠の中には入ると思うんですが。

事務局 建設課の担当を呼んできますので。

( 13時57分より 休議 )

建設課 (建設課 都市計画係長 5番委員に図面説明)

事務局 (内容を委員に説明)

今の内容を説明しますと、皆さんだと農家でございますので、耕地整理事業、先ほど会長から説明ありましたが、耕地整理事業ですと一旦みんなの田んぼ、農地を集めて後で作ってから配分すると思います。それと同じことなんです。区画整理事業は。駅前の広い土地を従前地という形で収用しまして、所有者の使用収益を停止し、一旦町で集めてしまう。区画整理事業で区画を整理してから最初は仮換地、農地なんかも一緒ですけど仮換地という形で「ここはあなたの従前地のところはここになりました」と。「ここをどうぞ、使用収益してください」というような形になってくるわけです。ですから従前地というのはこっちのほうにあったり、こっちのほうにあったり、所有者はいろんなところに持っていますから、それを一か所に集めてしまうという形です。しかも、字切図ですから位置関係が全くわからないものなので、従前地を今の地図に落とすのはちょっと難しいのかなと思います。

( 14時16分 会議再開 )

議長 会議を再開いたします。恒二さん、大丈夫ですか。ご理解いただけましたか。

5番 (平野恒二) はい。わかりました。わかりましたが、わかるような位置図とかなんかを配布して作れるように。

議長 あと、他に皆さんからございませんか。

3番 (湯田義三) 今、盛んに進めてる縦貫道路、会津縦貫、\*\*\*まで抜けるような。その話を聞いたんですが、ここで鉄橋工事をやっていますよね。ここ通ることで間違いないと聞いたんですけど。その辺も含んでこの宅地化するってことですか。

事務局 はい。そういうことになってるはずです。

会長 (五十嵐伸人) 道路じゃなくて？あの下を通る？

3番 (湯田義三) 鉄橋やってんでしょ、あの下を通るって。その辺も関係して宅地造成ってことが出てきたのかどうか。

事務局 | もともと、どっちが先かということもありますが、土地区画整理事業そのものが、平成4年という30年も前の事業認可を受けているものなんです。ですから、どっちが先かというところちょっと私は把握してなかったです。縦貫南道路の計画が先だったのか、土地区画整理事業が先だったのか、その辺を最初から勘案してあるのか、途中から組み入れるようにしたのか、その辺は全く把握してなかったです。

議 長 | 他に皆さんのほうからございませんか。

2 番 | (星利信) 質問なんですけど、こういう事業の場合に地目は元々田んぼになってますが、これって地目は変更とかになったりするものですか。

事務局 | 何度か駅前の区画整理については、転用の許可申請出てるんですけども、その際に登記上は、まだ従前地、要するに田んぼですね、農地の扱いを受けているので、農業委員会の許可が必要だということです。この区画整理が終わりまして仮換地じゃなくて、本換地になる時は、新しい住所地番がつきまして、建設課の方でやるとは思いますが、地目変更登記を一括してかけるとは聞いております。ですので、造成した地目、宅地だったり道路だったり、公園だったり、そういった地目に最終的には変わるということです。

議 長 | よろしいですか。他にございませんか。

議 長 | (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 | (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

議 長 | 続きまして、日程第6「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事件番号1について、地区担当調査員の田島第4区、湯田慎也推進委員が欠席ですので事務局から説明をお願いします。

事務局 | 湯田慎也委員のほうから調査結果をお預かりしておりますので報告をさせていただきます。議案書8ページの事件番号1番になりますので、譲渡人、譲受人、申請地等所在につきましては、そちらをご参照いただければと思います。調査ですけれども、2月13日に調査をしたそうです。調査した内容ですが、農地法第5条の許可要件についてとなっております。こちらの申請の理由というか、経過ということなんですけども、今年度

実施されました\*\*\*字\*\*\*及び\*\*\*地内の非農地判断、こちらを行ったわけなんですけども、その際に、50年以上前から、▼▼▼だったり、そういった農地以外の目的に使用されていたところが実際は農地だったと、許可を得てなかったと、そういうことがわかったものですから、所有者と現使用者に対しまして、転用の許可を取得するように事務局の方で求めさせていただきました。その結果、使用中の一部ではあるんですが、転用許可の申請がなされたというのが事件番号1番になります。申請地の現況につきましては、今使っている譲受人が、▼▼▼業ということで▼▼▼の車両と重機置き場、こちらに利用されているということになります。資料ですと資料の2番というものになりまして、資料の4ページが場所の状況が一番わかるものなのかと思います。4ページカラーで掲載させていただきましたが、ネット上にあった航空写真を利用させていただいて場所を示したのが、カラー写真の上の部分、下のところが非農地判断時に委員とともに確認して、現地を見たときの写真でございます。こういった形に現況が上がっております。こちらの転用の基準の調査結果でございますけれども、立地基準なんですけども、申請地は隣接する道路、こちらに上下水道管が埋設されておりまして、おおむね500m以内に◎◎◎学校、それと、◎◎◎保育所、こちらが存在しますので、公共施設便益区域内農地扱いになりまして、第3種農地ということになります。第3種農地は、原則転用可能な場所となります。一般基準の状況でございますけども、1点目、転用に必要な資力があるかどうかですけども、土地自体は、造成されて利用している状況でございますので今後発生するのは、現状発生しているのは賃借料、こちらが△△△△円とのことでした。通帳の写しを委員の方で確認しましたところ、問題ない金額が確認できたということで報告を受けております。2点目、転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかということになりますけれども、登記簿を確認しましたが、抵当権等の設定はございませんでしたので、特に問題はなかったとのことでございました。許可後遅滞なく申請にかかる用途に供すること可能か、ということですが、こちらは無断転用というか、そちらの追認ということですので、転用目的である▼▼▼の車両置き場としてすでに利用されている状況でございます。他の法令の許認可の見込みはあるかとのことですが、こちらについては問題ございません。転用面積が妥当であるかという件でございますけれども、こちらのほうは一般住宅ではございませんので特に面積の制限はございません。面積的に□□□□㎡、ここの区画はあるんですけども、こちらは▼▼▼置き場としてはさほど過大な面積ではないと思われまして、6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないかということでございますけれども、雨水は現在も地下浸透で処理をしております問題はありません。また、こちらは周囲を非農地判断したこともありまして、周囲には農地がない状況になっております。そういった点でも問題はないとのことでした。以上の調査した結果、証明が相当であるという報告でありますので、審議をお願いいたします。

- 議 長 はい、ありがとうございました。説明が終わりました。  
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。  
本案に対し、ご質疑ございませんか。
- 議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。
- 議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしま  
した。
- 議 長 次に事件番号2を議題といたします。地区担当調査員の田島第11区、  
猪股忠久推進委員から調査結果の説明を願います。
- 田島 11 (猪股忠久) 推進委員の猪股です。5条転用の許可です。2月6日、譲  
渡人、譲受人の調査をしてきました。譲渡人、●●●●さん、80歳、譲  
受人の方は、○○○○ですが、現場代理人の◆◆◆◆さん、常駐の職員  
でございます。所在地ということで \*\*\*字\*\*\*、\*\*\*字\*\*\*、  
地目畑、□□□□㎡、□□□□㎡。施設の概要として、駐車場、車庫、  
物置の用地としてということです。土地代としては、そこに書いてあり  
ますとおり、△△△△円ということで。権利は所有権の移転ということ  
です。この事案は、○○○○さんが▼▼▼を求めて、その前にある▼▼  
▼の前に駐車場、資料3の3ページ、4ページにある写真、見てもら  
うとわかりやすいんですが、▼▼▼になってますが、古いグーグルのスト  
リートビューなもんですからこの人の名前になってますが、ここを○○  
○○さんで求めて▼▼▼に改装しました。それで駐車場が少ないとい  
うことで、従業員が4名、4名の自家用車、社有車が4台、ホイールロー  
ダー。来訪者の方の駐車場とか物置です。私、夏場にこの前を通って  
るんですけど、建設資材とか結構置いている感じです。今現在は、この▼  
▼▼の左側と右側にぎっしり詰め込んで駐車してる感じです。そして、  
写真に緑になってるところ、ここらへんに除雪用ってことはないん  
ですけど大きいローダーが1台あって、写真の左側の方には車庫、物置が2  
棟建っている状況です。こんな感じで来訪者が来た時に置くところがない  
ってことで、周りの土地を求めようとしたところ、●●●●さんの畑、  
現在は耕作放棄地になってまして、2月6日に●●●●さん、同居の❖  
❖❖❖さん、63歳と立会いのもと話しを聞いてきましたが、○○○○の  
方で求めたいということで、金額もそのような金額で話し合いになった  
そうです。計画予定地としては、資料3の3ページに国道がありまして、  
▼▼▼、駐車場とありますが、\*\*\*、\*\*\*が本当の駐車場になるみ  
たいで、\*\*\*は国道より\*\*\*のほうに入る道がないということで、  
その道を利用して\*\*\*を通過して、計画している\*\*\*のほうに通り抜  
けできるようにするという計画らしいです。この申請地の周りは、今み

んな耕作放棄地になっておりまして、周りに被害を与える影響とかはないと思われま。続いて、着工時期ということで、〇〇〇〇さんの都合になると思うんだけど、なるべく早く着工したいということで、今年度、会社の予算の兼ね合いから今回提出したということでありま。譲受人さんもそのことは納得していたようでございま。この現在地、耕作放棄地の現況はというと、雑木とか立っていて全然というか、ここ何十年も作った形跡はなかったと私記憶してございま。夏場通っていたので覚えてございま。こんな感じの説明になりますが、よろしく審議お願いいたしま。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。  
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願いま。本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようございまので、質疑を終結し、採決いたしま。お諮りいたしま。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしま。

議 長 次に事件番号3を議題といたしま。地区担当調査員の田島第4区、湯田慎也推進委員が欠席ございまので事務局から説明を願いま。

事務局 それでは、委員のほうから調査結果をお預かりしてございまので報告をさせていただきます。議案書9ページの事件番号3になります。譲渡人、譲受人の申請地の所在につきましては、そちらをご参照いただければと思いま。こちらも事件番号1番と同じ案件といいませんか、同じ場所の隣接地になるんございまですが、2月13日に委員が調査したとのことございま。申請理由なんございまけれども、事件番号1番と同じものございまして、今年実施されま、\*\*\*字\*\*\*、\*\*\*地内の非農地判断に伴いまして、50年以上農地以外に使っていたものが実は農地だったということございま、事務局のほうで所有者、現使用者に対して無断転用なので転用許可を取ってございまというございまこと話した結果、今回2件目の申請書が提出されてきたございまことございま。申請地の状況ございまけれども、▼▼▼の車両と重機置き場というございま。転用の基準に関する各項目の調査結果ございませんが、立地基準につきましては、先ほど説明したものと同一になりませんが、隣接する町道になりまけれども、町道に上下水道管が埋設されてございまして、おおむね500m以内に◎◎◎学校、◎◎◎保育所、こちらが存在することがございまして、公共施設便益区域内農地という扱いになり、第3種農地になりま。第3種農地は、原則転用可能な土地というございま。一般基準の状

況でございますけれども、転用に必要な資力があるかどうかでございますが、先ほどと同じなんですけど土地については、既に造成されて使用されている状況でございますので、継続的に発生している費用、こちらは1番の案件と同様、賃借料の△△△△円のみとのことでした。こちら委員の方で通帳の写しを確認しましたが、問題ない残高が確認できたということでした。2点目、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかということですが、こちら登記簿を確認いたしましたが、抵当権等の設定はございませんでしたので特に問題はないとのことでした。3点目、許可後遅滞なく申請にかかる用途に供すること可能かということですが、こちら、先ほどと一緒に追認ということですので、すでに転用目的である▼▼▼の車両等、重機置き場として利用されてるような状況でございますので問題ありませんというか、そういう状況でございます。他の法令の許認可の見込みはあるかということですが、こちらについては問題ないとのことでした。転用の面積が妥当であるかということですが、こちら先ほどと一緒になってしまうんですが、一般住宅ではございませんので、特に面積の制限というものはございません。□□□□㎡という面積ですと、▼▼▼置き場としては過大な面積ではないと思われま。6点目、周辺農地に影響を与える恐れがないかということですが、こちら非農地判断、既にしておりますので、周りに農地がないと農地に対して影響を与えることはないとのことでございます。資料の方で現地を確認しますと一番最後の5ページ、カラーの部分が一番分かりやすいのかなと思います。左上のものがインターネットに載っていた航空写真から申請地の位置を赤枠で囲んだものになります。こちらが申請地となっております。その下の部分がグーグルのストリートビューを利用させていただきまして、\*\*\*方面から、南側からといますか、南側から北の方、◎◎◎保育所のほうに向かってといますか、見たような図面になっております。重機が置いてあるような形になっております。右の上の部分申請地の現況ということで、非農地判断時に写真を撮らせていただいたものです。ここに建物が建っておりますけれどもこちらは、▼▼▼があったときの名残ではあるんですけども、そこを利用して車両保管庫的なものとして利用されておりますということでございます。委員の方はそのように話を聞いたとのことでした。

調査の結果、証明が相当であるという報告でありますので、審議をお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。説明が終わりました。  
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

10番

(室井文一) 申請内容を見ると、50年も長い月日だって書いてあるんですけど、我々の身の回りにそういう農地が無断使用されているということが50年もの間わかんないっていうのは、農業委員会も含めて地域に係る人たちが「アレはちょっとおかしいな？」という判断は多分できた

思ってるんです。それをやらなかったのが不思議で、だから長い間 50 年という月日が流れてきちゃったというふうに思うんで。こういう事例もあるということで、これからは、無断転用はなくそうと皆さんで言われている中で、もっとそういう農地があればすぐに見つけて注意をされて、転用に向かわせるというか、そういう内容に向けていきたいなと思うんだ。事務局よろしくをお願いします。

事務局       こちらこそお願いします。

5 番       (平野恒二) 3 番の案件ですが、1 番の案件にも関連するんですが、課税状況はどうなっていましたか。

事務局       今回の審議に関係ないとかありまして、私は調べておりません。今現在のものは調べておりません。

5 番       (平野恒二) 調べていない？

事務局       審議に関係ないことをございますので。

5 番       (平野恒二) いいデータがあるわけだから利用しないというのは残念なことだ。だから 50 年も 60 年もそういうことになるんじゃないかな。その辺はいかがお考えですか。局長。

議 長       (事務局長) 今、税の方の確認はしておりませんが、現況課税と考えておりますので。

5 番       (平野恒二) 担当者から「調べてません。」という簡単な答弁があったんですが、課税状況どうだと質問したら、それでいいのかどうか。農業委員会事務局としてデータあるのにもかかわらず「調べてません」とか、簡単な答えが返ってきたのですが、いかがなものか。

事務局       (事務局長) 非農地判断の時に現況等を確認しておりますので、税の方にも情報提供したいと考えております。現況課税ですので、農地での課税にはなっていないとは思いますが、その辺も確認したいと思っております。

議 長       よろしいですか。納得いかないですか。

5 番       (平野恒二) 農業委員会事務局にそんなことになびかないように期待したいと思います。

議 長       他にございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号3について、原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号3については、原案のとおり決定いたしま  
した。  
以上で議案第3号の審議を終了いたします。

議 長 続きます。日程第7「議案第4号 農用地利用集積計画決定につい  
て」を議題とします。事務局から議案の説明をしてください。

事務局 事務局の馬場です。私のほうから「議案第4号 農用地利用集積計画  
決定について」をご説明いたします。議案書の11ページ、利用権設定内  
訳2月分をご覧ください。筆数、面積、再設定、新規の順で説明申し上げ  
ます。再設定ですが、田が26筆、□□□□㎡ 畑が2筆の□□□□㎡  
となっております。新規は、田が19筆、□□□□㎡ 畑が13筆の□□  
□□㎡となります。再設定と新規合わせて、田が45筆の□□□□㎡、畑  
が15筆、□□□□㎡となりまして合計が60筆の□□□□㎡となります。  
続きます。12ページからは利用権設定の一覧となっております。左側  
番号の1番から次のページの27番までが基盤法による個人間での利用  
権設定になっておりまして、その次の28番から15ページの最後60番  
までが農地中間管理事業による利用権設定となっております。今回この  
農地中間管理事業につきましては、集積計画一括方式になりますので、  
機構から耕作者への貸し付け分、これについても掲載しておりまして、  
議案書の16ページから最後の18ページまでが、機構から耕作者への貸  
し付け分ということになっております。それから、使用貸借権の設定で  
ございますが、農地中間管理事業による利用権設定におきまして、\*\*  
\*地区で1件ございますが、これにつきましては、今回農地中間管理事  
業で設定する以前は、一般の貸借で利用権設定されておりまして、その  
時から使用貸借で結ばれていたということで、それを継承しているとい  
うことでございました。以上簡単ですが説明終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。説明が終わりました。  
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。  
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ござい  
ませんか。

- 議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、本案については、原案のとおり決定いたしました。  
以上で議案第4号の審議を終了いたします。
- 議 長 続きます。日程第8「議案第5号 南会津町農作業労賃及び農地賃借料情報について」を議題とします。事務局から議案の説明をしてください。
- 事務局 事務局の八木沢です。それでは、お手元の資料のうちの、資料1番、と書いてありますが、令和3年第2回総会資料農作業労賃情報分というものと、一覧表につきましては、案の1と案の2と二種類用意されておりますけれども、そちらの方をご参照いただきながらお願いしたいと思います。説明につきましては、毎年といいますか、同じような内容になってしまうんですが、資料の1ページめを開いていただくと、こういった考えで算定いたしましたというのが書いてございます。1つ目、各作業労賃標準額算定の根拠についてでございますが、標準額の算定方法、農業収支計算の基礎となる統計値が古いものですから、統計値を使って収入支出をやってしまいますとなかなか現状と合わなくなるような数字や費用があまりかからなくて大変利益が出るような形になってしまうので、消費税の増税だったり燃料費の高騰だったりとか統計の数字が考慮されていなかったものですから、参考にしづらいということがありまして、近隣市町村の標準額、\*\*\*が令和3年度の標準額を算定しておりましたので、こちらの標準額等を参考にさせていただきます。2番目、地域間の格差でございますけれども、こちらは毎年こういう状況なんです、代掻き、コンバイン、乾燥、調整、精米及びソバ刈取りの格差が存在しており、格差の詳細な要因が不明なものと地域の環境だったり、経営状況だったりとかといった差があるので、なかなか格差が解消できないので残存している状況でございます。3番目、管内の農業法人における農作業受委託料金ということでありますけれども、こちらアンケートを取った結果、1つの項目で、町の標準が適切であるという所もあれば、安すぎるという所もあります。町の労賃情報をそのまま使っているんで、今のままでは中々経営が成り立たないとおっしゃるところもありました。農業法人によって温度差があるんですが、町の公開されてる単価が安いものですから、燃料費や肥料代が高騰しており据え置かれている状態で、中々もうからないんだなということがわかるかと思います。各戸に農作業労賃情報を配布しておりますので、独自の料金というのは設定しづらい状況が読み取れたような感じでした。4番目なんです、令和3年度標準額算定の考え方についてまとめさせていただきました。令和3年度標準額は、令和2年度の額を基本額と考え、作業難易度等に応じ料金が割増しとなる案の1、\*\*\*と比べまして単価の差があり、単価の差を埋める方向で調整した、案の2と二つのものを用意させていただきました。この二つのものを皆さんで検討していただいて、南会津町のものを作っていければと思っております。福島県の最低賃金、こちらは

上昇率0.25%、額で△△△△円ほど上昇していることもございまして、同程度の額を上げるということで、案の2のほうに記載しております。△△△△円上がって8時間で△△△△円と記載されておるかと思えます。案の1の方なんですけど、どの部分を難易度等に応じたのかといえますと、まず、上の表なんですけど、※印がついているところ3行目の田・畑の耕起、代かき、一つ飛ばしまして、田植えの二つ、また一つ飛ばしましてコンバインの刈取りのほうに※印をつけさせていただきました。※印をつけさせていただいた内容でございますが、表の下に黒い●3つございまして、その2番目に書いてございます「※印の作業は、10a未満のほ場、不整形や湿田などで特殊なほ場の場合には10%割増し」というような額で設定されたらどうかと掲載しております。コンバインの刈取りなんですけど、去年は倒伏状態によって、倒伏率の割増しは当事者間でと書いてあったんですけど、\*\*\*周辺の農業委員会の公表している農地情報を見ますと、倒伏率というものを%で出し、その分を割増しという形が多かったものですから、真似させていただいた形になっております。倒伏率10%なら10%割増し、30%なら30%割増し、50%なら50%割増し、100%なら100%割増しと記入させていただいております。こちらは100%なら100%割増しとしないので、50%以上の時は50%割増しというような内容の表記をしているところが1町村だけございました。そういった中身で作成させていただいたのが、案の1ということになります。こちらは、昨年度と単価は変わってないような形になっております。各地域単価は同じで、特殊ほ場について10%割増ししましょう、倒伏率に応じて金額を割増ししましょうというような内容になってございます。案の2につきましては、昨年とほぼ一緒のような金額なんですけど、少しずつ金額のほうを\*\*\*の単価に近づけさせていただいたような形でございます。資料の8ページに昨年度と比較ということで、案の2に相当する表の部分のどのくらいの金額を上げたかというものが書いてございます。既に\*\*\*との単価の差はそれほどないような状況でございますので、事務局としてこの数字でどうだと示すことができなかったものですから、せめて燃料1ℓ分位は上げさせていただいてもいいのではないかとということで、△△△△円とか、小さい額なんですけど金額のほうを上げさせていただいたような形にさせていただいております。案の1、案の2と示させていただいたんですけど、単価も上げて、ほ場の形状だったり、倒伏率とかそういったものもあって、案の1と案の2を足した形で料金表を設定してみてもともあると思えますので審議をいただければと思います。以上でございます。

議長 はい、説明が終わりました。ただちに協議に入ります。発言のある方は、挙手願います。

会長 (五十嵐伸人) 去年とだいたい同じような感じ？

事務局 ほぼ同じぐらい。案の1は、全く同じで作業状況によって割増した料金を委託者との間で結んだらどうかです。案の2は、単純に少しだけ

\*\*\*との価格差を埋めるような感じで上げさせていただきました。なかなか単価的なものは上がっているということもありまして、南会津町だけ突出して標準的な作業力が高いということもなかなか出せないこともあったものですから、金額としては小さいような形になってございます。

議 長 (五十嵐伸人) 利信さん、どうですか? 1と2の案あるんだけど。

2 番 (星利信) 妥当な感じはするんですけど。これでいいような感じもあれば。なんとも条件が様々なので。

議 長 (五十嵐伸人) あくまでも基準ということで金額もらえればいいと思う。これと同じにやらなくてはとはないと思うので。解釈の仕方かと思う。重行さん、意見あるなら今のうちに言といたほうが。

4 番 (湯田重行) はい。コンバインの倒伏率で割増しになるのはいいと思います。倒れた人は、ひどいひどいとやっておられたので。

議 長 (五十嵐伸人) 割増しというのは、今まであった?

事務局 去年から倒伏程度の割増しは、当事者間で協議という言葉だけ付け足したような形です。他の町村では、それでやりにくいってことはあったと思うんですけど、倒伏率10%なら1割増しということではっきり書いて、話し合いをしやすくしたような表になっていました。

議 長 (五十嵐伸人) 1の方は去年とほぼ同じという形なんだけど、皆さんどっちのほうがいいかな? 1と2で。あくまでも基準なんで、あまり深く考えなくてもいいのかなと気がすんだけど。和幸さんは?

田島10 (渡部和幸) そうですね、何か一つ決まったことがないと困ると思うので、私は、この2の案に賛同します。

議 長 (五十嵐伸人) 2の案ね。崇裕君は?

1 番 (馬場崇裕) 自分が思ったのは、1の案、2の案、そう違わなそうに思ったのとそれ以上に南会津町の地域によってちょっと格差がありすぎるんじゃないかなと思って。これを縮めていけるようにやっていくべきかなあと思いました。

議 長 (五十嵐伸人) 2の方かな?

1 番 (馬場崇裕) 2、1の問題に対して。

議 長 (五十嵐伸人) 全体的にね。1も2も含めて。それは昔からの課題だと思うので、なかなか格差が縮まらないのが現状かと思います。とりあえず、1か2のどちらかにしなきゃいけないと思うので、多数決で行きますか。1の案がいいと思う人。

議 長 (平野恒二) 昨年度も質問したんですが、案のほうをご覧いただきたいんですけど。\*\*\*の令和3年度の下の方です。\*\*\*地域農地賃借料情報となってるんですが、過去5年間あって、かつこの中に賃借料がゼロのものは除くとなっているんです。会長は御承知かと思うんですが、去年も質問したんで、その下ちょっとご覧いただきたいんです。一番件数の少ないソバですが、最高額△△△△円、最低額△△△△円、平均額△△△△円ということなんですが、賃借料がゼロのものは除くとなっているんですが、除く側の数字をちょっとお聞きしたいんですが。ゼロで除いたものでもいいんですが、ゼロを除いてやれば実態とかなりかけ離れたベースになるんですよね。それが妥当なのかどうなのか、去年も質問したんですが、とりあえず、データゼロのものが、何件あったのかちょっとお聞きしたいと思います。

事務局 (馬場隆一) 今、作業労賃の方の説明があったんですけど、質問がありましたので、その下の賃借料情報について、一度説明してからお答えするという形でいいですか。

議 長 はい。

事務局 皆さんのほうにお配りしてある資料2、令和3年第2回総会資料の農地賃借料情報分のほうを見ていただきたいんですが、1ページに賃借料情報の考え方ということで載せてあります。今回お配りした、案の1、案の2がありますが、こちらにつきましては、上の作業労賃分の2案ということで、下の農地賃借料情報については、どちらも同じになってますので、そういうふうに見ていただければと思います。まず、考え方ですが、賃借料情報につきましては、以前は農業委員会が小作料を決める形ということで、標準小作料制度でやってきた経緯があります。ですが、平成21年度の農地法改正によりまして、実際に農業委員会で決めるのではなく、実際に報告された利用権設定の実態を集計しまして、その集計値の情報を農業委員会として提供しなさいという制度に変わりました。21年度からは、このような形で実施しているということでございます。対象期間につきましては、21年度当初につきましては、過去1年から2年の賃借料で集計していた経緯もございましたが、南会津町ではデータ数が少ないのことで変動幅も激しいということから、より良いデータを提供するために、令和元年度から過去5年間のデータにて集計しております。今回につきましては、平成28年1月から令和2年12月に報告された賃借料を集計してるという形になっております。データの中身につきましては、地域、それから作物ごとに分類しまして、10a当たりの賃借料に揃えたいうえで平均額を算出している形でございます。デー

タ除外分として3点ほど挙げておりました。先ほど質問のありました使用貸借の件でございますが、使用貸借については、昨年も説明しましたが除いてあります。使用貸借で契約したものは、当然無償・ゼロ円でございますので賃借料情報につきましては、あくまで賃貸借契約を設定する上での目安の情報でございますから、使用貸借につきましては、性質上違うということで除外しております。ただ、ご質問にもありましたとおり、件数が何件あるかというご質問は去年ありましたので、資料の2ページのほうに令和2年の分ではございますが、使用貸借の情報としてそれぞれの地域ごとの件数を載せてございますのでそれらを参考にしていただければと思います。続きまして、(2)でございますが、農地中間管理事業による振興公社を介在とした契約の場合につきましては、所有者から公社に貸付ける分と、公社から耕作者に貸付ける分ということで、同じ筆で契約が二重カウントされるということでございますので、これらについては、片方だけカウントするというように計上してあります。

(3)のほ場整備工事地区につきましては、現在一時利用地でありますので、そういったものについてはデータから除外してあります。また、地域区分で、花につきましては、特殊なケースということで除外しております。それから、物納における米の価格についてですが、特に物納については、\*\*\*地域が結構多いんですが、米30kgの物納契約とかそういったものがかなりあるということで、集計の為に金額に換算しているということで、今回は令和2年産農協の米の買取価格としまして、ひとめぼれ1等米の玄米30kgの買取価格、△△△△円を基準としましてそれを金額に換算して計上しております。それを集計したものが、資料の3ページ、4ページになっております。4ページのほうにつきましては、先ほど言いました平成28年度から5年間のデータを集計したものになります。資料の3ページのほうが見やすいんですが、こちらの表の左側のほうが去年、令和2年度の賃借料情報としてあげたもので、今回の案につきましては、右側の表、5年間の平均ということで出しております。真ん中の平均額・前年比につきましては、去年と比較しての増減ということで表示しておりますので、これを参考にしていただければと思います。先ほども言いましたが、農作業労賃につきましては、色々と他地域の情報などを参考にして基準値、目安を出すんですが、賃借料情報につきましては、基本的には、集計をして、その集計を分析してそれを情報として提供するというように、基本的に決定するのは、当事者間で決めていただく。農業委員会としては、情報を提供するという形になっておりますので、そのようにしております。以上で説明終わります。

5 番 (平野恒二) 会長、質問した肝心の賃借料ゼロの件数を答弁してないんだが。

議 長 はい、恒二さんの質問2ページ。

事務局 使用貸借の件数につきましては、資料の2ページ、こちらに\*\*\*地域から\*\*\*地域の4地区がございまして、その地域ごとのデータ数がありますが、こちらにつきましては、該当する筆になっておりますので、\*\*\*地域は、田んぼの水稻で、5筆、ソバ等で85筆となります。

議長 ゼロっていうのは、無いんだべ？データでゼロっていうのは無いということだな？それを聞いているわけだから。

事務局 件数が去年はなかったということです。そういう意味です。

議長 ゼロはないそうです。\*\*\*の場合は、ここに書いてある。

5番 (平野恒二)ない？そうかな。2ページの今説明のあったソバ等の85件、これは2年ですかね。3年はなかったですか。3年。

事務局 3年は今年なのでまだないです。令和2年ですので。令和2年の1月から12月までの集計分ということです。

5番 (平野恒二)質問してるのはこういうことなんです。2年に85件、ゼロありましたよね。\*\*\*の表の下を見てください、ソバは、14件データあったんです。それで算出平均△△△△円です。大多数の85件はゼロなんです。だから実態の算出平均額△△△△円です。最低が△△△△円です。最高が△△△△円です。表示だけでは、実態とかけ離れている。去年も質問したんですよ。備考欄にゼロの場合は何件あるとか表示を入れないと、農業委員会がなんか隠しておかしいんじゃないかってとられる元にならないですか？いかがですか？

事務局 先ほども説明しましたが、この農地賃借料情報は、実際に賃貸借契約をする方が金額を決める際に、その情報としてこのデータを元に参考にしながら設定していただくための情報であるわけです。先ほどおっしゃいました使用貸借につきましては、基本ゼロなのでそもそもこの情報を必要としないということでございますから、あくまで賃貸借を設定する人の為の情報マニュアルだということでご理解いただけたらと思います。

5番 (平野恒二) どうも理解に苦しむんだな。実態に沿うような標準額の提示が必要だと考えるんだが。答弁は結構です。ただ、備考欄に\*\*\*の場合ゼロは2年度何件ありましたと表示はお願いしたい。頼むとまでは言いません。いかがですか。

議長 事務局。その辺。

事務局 そういう要望でございましたら、備考欄に掲載したいと思います。

議 長 よろしいですか。納得いただいた？  
時間もなんですけど、だいぶ時間もたちましたので、先ほど言いましたように、1の案が良いか、2の案が良いか。どうしますか。もう多数決でよろしいですか。

議 長 返事がないようですけど。多数決取ってもよろしいですか。

議 長 (「よし」という声あり)  
1の案に賛成の方、挙手願います。

議 長 2の案に対して賛成の方、挙手願います。

議 長 (多数決で2の案に決定)

議 長 ありがとうございます。2の案に決定したいと思います。あくまでも基準でありますので、これを参考にしてこれから利用していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

議 長 以上で議案第5号の審議を終了いたします。  
総会に付議された議事案件は全て終了いたしました。

議 長 次に、次回総会までの業務日程について、事務局のほうから説明してください。

事務局 (事務局長、業務日程について説明)

議 長 はい、これについて皆さんの方から何かありましたらお願いいたします。よろしいですか。

議 長 はい、それではその他に入ります。「農業委員会における農地利用の最適化活動等に関する調査について」、事務局から説明してください。

事務局 (事務局長 「農業委員会における農地利用の最適化活動等に関する調査について」詳細を説明)

議 長 説明が終わりましたが、これに関して皆さんのほうから質疑がありましたらお願いいたします。

事務局 (追加で事務局から7月の農業委員会の改選の件)

議 長 皆さんのほうから何かございませんか。  
無いようなので閉会のことばをお願いします。

職務代理

今日は中身の濃い、長時間にわたる審議、ありがとうございました。  
これを持ちまして、令和3年第2回南会津町農業委員会総会を閉じた  
と思います。ありがとうございました。

閉会 午後 3時22分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、  
その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

4 番

5 番

